

五島市公式ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、五島市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の基本原則)

第2条 市ホームページに掲載する広告（以下「バナー広告」という。）及びそのリンク先について、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民生活の向上を図るため、次に掲げる基本原則を定める。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を守るものであること。

(広告掲載の範囲)

第3条 前条に規定する基本原則に基づき、バナー広告及びそのリンク先において、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載しない。

- (1) 法令に違反し又は違反するおそれがあるもの
- (2) 政治性及び宗教性のあるもの
- (3) 意見広告及び名刺広告並びにこれらに類するもの
- (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) その他掲載する広告として適当でないと市長が判断したもの

2 前項に定めるもののほか、バナー広告の掲載に関する基準は、別途定める。

(広告掲載の募集)

第4条 バナー広告掲載の募集は、市ホームページ・市広報紙などに掲載することにより行うものとする。

(五島市公式ホームページ広告掲載審査委員会)

第5条 市に五島市公式ホームページ広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 次条第2項に関する事項
- (2) その他必要と認められる事項

3 審査委員会は、総務企画部長、総務企画部情報推進課長、総務企画部情報推進課長補佐、総務企画部情報推進課広聴広報班係長をもって組織する。

4 審査委員会の開催が困難な場合は、書面でもって開催にかえることができる。

(広告掲載の申込み及び決定)

第6条 市ホームページにバナー広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、五島市公式ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）にバナー広告の原稿（画

像データを含む。)を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、審査委員会による審査を経て、広告掲載の適否を決定し、五島市公式ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)又は五島市公式ホームページ広告不掲載決定通知書(様式第3号)により速やかに申込者に通知しなければならない。

(広告原稿の作成)

第7条 バナー広告の原稿は、市が指定する方法により第6条第2項の規定により広告の掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)の負担で作成するものとする。

(広告の規格等)

第8条 掲載することのできるバナー広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦45ピクセル、横180ピクセルとする
- (2) 形式 GIF、又はJPG。
- (3) 容量 10キロバイト以下

2 バナー広告を掲載する位置及び枠数

- (1) 掲載位置 五島市公式ホームページのトップページ
- (2) 枠数 前号に規定する位置でトップページの原形を崩さない範囲とする

(広告の掲載期間)

第9条 バナー広告の掲載期間は1月を単位とし、掲載の申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を申し込むことはできない。

- 2 バナー広告の掲載の開始日は月の初日とし、終了日はその月の末日とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料)

第10条 広告主は、広告掲載開始日の15日前までに広告掲載料を納付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

- 2 広告掲載料は、1枠当たり月額10,000円(消費税及び地方消費税含む。)とする。

(広告掲載料の返還)

第11条 バナー広告の掲載が決定した後、広告主の責めに帰することができない事由によりバナー広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。

(広告主の責任)

第12条 バナー広告の内容及びそのリンク先に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告掲載の取消し等)

第13条 市長は、次に掲げる場合はバナー広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、第10条第1項に規定する日までに広告掲載料を納付しなかった場合

- (2) 広告主が、指定する期日までにバナー広告の最終原稿を提出しなかった場合
 - (3) 広告主又はバナー広告の内容及びそのリンク先のホームページの内容が不適当と掲載決定後に判明した場合
- 2 市は、前項の規定により、バナー広告の掲載を取り消し、若しくは一時中止し、又は掲載したバナー広告を削除した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(広告内容等の変更)

第14条 広告主は、バナー広告の内容又はそのリンク先を変更することができる。

- 2 広告主は、前項の規定によりバナー広告の内容又はそのリンク先を変更しようとする場合は、五島市公式ホームページ広告掲載変更申込書（様式第4号）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により市ホームページへのバナー広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、広告主は、五島市公式ホームページ広告掲載取下書（様式第5号）により、市長に申し出なければならない。
- 3 市長は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合であって、既に広告掲載料が納付されているときは、既納の広告掲載料は返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取下げを受理した日の属する月の翌々月以後の月に係る広告掲載料を返還する。

附 則

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月25日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

五島市公式ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

(あて先) 五島市長

住 所
名 称
代表者職名
代表者氏名 ㊟

五島市公式ホームページ広告掲載要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。

記

事業の概要		
事業の開始日	年 月 日	
掲載する広告の内容		
リンク先URL	http://	
広告の原稿	別添のとおり	
広告の掲載期間	年 月 から 年 月 まで	
広告の規格	1 大きさ (縦45ピクセル×横180ピクセル) 2 形式 (G I F、J P G) 3 容量 (キロバイト)	
広告掲載料	円	
広告掲載料の支払方法	1 一括前納 2 毎月前納	
連絡先	担当者名	
	電話番号	
	F A X	
	e-mail	
備考		

様式第2号 (第6条関係)

五島市公式ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日

様

五島市長



年 月 日付で申込みのあった五島市公式ホームページへの広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

記

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載します
広告の掲載期間	年 月 から 年 月 まで
広告の規格	1 大きさ (縦45ピクセル×横180ピクセル) 2 形式 (G I F、J P G) 3 容量 (キロバイト)
広告掲載料	円 (月額 円)
広告掲載料の納付方法	1 一括前納 2 毎月前納 年 月 日までに同封の納入通知書によりお支払いください。
広告の原稿	年 月 日までに、情報推進課広聴広報班へ提出してください。
備 考	

様式第3号（第6条関係）

五島市公式ホームページ広告不掲載決定通知書

年 月 日

様

五島市長

㊟

年 月 日付けで申込みのあった五島市公式ホームページへの広告掲載については、次のとおり不掲載を決定しましたので通知します。

記

不掲載の理由

様式第4号（第14条関係）

五島市公式ホームページ広告掲載変更申込書

年 月 日

（あて先）五島市長

住 所
名 称
代表者職名
代表者氏名 ㊟

年 月 日付けで決定のあった五島市公式ホームページへの広告の掲載について、広告内容等を次のとおり変更したいので、五島市公式ホームページ広告掲載要綱第14条の規定により、次のとおり申し込みます。

記

変 更 項 目	変 更 前	変 更 後
<input type="checkbox"/> 広告の掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
<input type="checkbox"/> 広告の規格		
<input type="checkbox"/> 広告の内容		
<input type="checkbox"/> リンク先のアドレス		
<input type="checkbox"/> そ の 他		
備 考		

様式第5号（第15条関係）

五島市公式ホームページ広告掲載取下書

年 月 日

（あて先）五島市長

住 所
名 称
代表者職名
代表者氏名 ㊟

年 月 日付けで決定通知のあった五島市公式ホームページへの広告の掲載について、下記の理由により取り下げたいので、五島市公式ホームページ広告掲載要綱第15条第1項及び第2項の規定により申し出ます。

記

（取り下げの理由）